

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年2月定例会  
(2026年)

## 文教市民常任委員会記録

3月2日(月)

3月3日(火)

3月16日(月)

吹田市議会

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年2月定例会  
(2026年)

# 文教市民常任委員会記録

会議日 3月2日(月)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和8年(2026年)3月2日(月)

開会 午後4時6分 散会 午後4時8分

○場 所

第2委員会室

○出席委員

委員 長	西岡友和	副委員 長	後藤久美子
委員	梶川文代	委員	山根建人
委員	村口久美子	委員	江口礼四郎
委員	有澤由真	委員	橋本潤

○欠席委員

委員 野田泰弘

○説明のため出席した者(部長級以上の職員及び発言した職員を記載)

[市民部]

部 長 大山達也

[地域教育部]

部 長 二宮清之

○議会事務局出席職員

主 幹	森岡伸夫	主 査	新宮航平
書 記	古河輝		

○付議事件

議案第40号 吹田市藤白台市民ホールの指定管理者の指定について

議案第9号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

(署名又は押印) 委員長

---

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(午後4時6分 開会)

○西岡友和委員長 ただいまから、文教市民常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日、野田委員は欠席されておりますので、御了承願います。

初めに、本委員会に付託されました議案の審査は、クラウド上などに掲載してあります審査順位(案)のとおり進めたいと思いますので、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ありませんので、そのように進めることにいたします。

これより議事に入ります。

○

○西岡友和委員長 議案第40号及び議案第9号を一括議題とします。

初めに、ただいま議題となっております各議案の提案説明については、省略することにしましても御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ありませんので、そのように決定します。

次に、資料要求があれば受けることにいたします。

○山根建人委員 (資料要求)

○西岡友和委員長 それでは委員から資料要求がありましたので、理事者の皆様方には、その作成のほどよろしく願いいたします。

なお、作成された資料は、審査の都合上、あらかじめクラウド上に掲載されるよう、委員長から重ねてお願いをしておきます。

○

○西岡友和委員長 以上で、本日の委員会を閉じたいと思います。

次回は、3月3日(火曜日)午前10時に再開いたしますので、よろしく願います。

本日は、これにて散会いたします。

(午後4時8分 散会)

# 文教市民常任委員会審査順位（案）

令和8年2月定例会  
(2026年)

## 1 市民部関係

議案第40号 吹田市藤白台市民ホールの指定管理者の指定について

## 2 地域教育部関係

議案第9号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年2月定例会  
(2026年)

# 文教市民常任委員会記録

会議日 3月3日(火)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和8年(2026年)3月3日(火)

開会 午前10時 散会 午前10時47分

○場 所

第2委員会室

○出席委員

委員 長	西岡友和	副委員 長	後藤久美子
委員	梶川文代	委員	山根建人
委員	村口久美子	委員	江口礼四郎
委員	有澤由真	委員	橋本潤

○欠席委員

委員 野田泰弘

○説明のため出席した者(部長級以上の職員及び発言した職員を記載)

教育長 大江慶博

[市民部]

部長 大山達也 次長 森田明子

[地域教育部]

部長 二宮清之 次長 堀哲郎

まなびの支援課長 前田明子 まなびの支援課主査 長谷峻平

まなびの支援課主任 田畑千恵

○議会事務局出席職員

主 幹	森岡伸夫	主 査	新宮航平
書 記	古河輝		

○付議事件

議案第40号 吹田市藤白台市民ホールの指定管理者の指定について

議案第9号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(署名又は押印) 委員長

---

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(午前10時 開会)

○西岡友和委員長 ただいまから、文教市民常任委員会を再開し、本日の会議を開きます。

なお、本日、野田委員は欠席されておりますので、御了承願います。

初めに、質疑時間を十分確保し、審査の充実をより一層図るため、理事者からの資料説明は省略することにいたします。

これより議事に入ります。

○

○西岡友和委員長 議案第40号 吹田市藤白台市民ホールの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにいたします。

○江口礼四郎委員 よろしくお願ひします。藤白台の市民ホールの関係で質問をします。

まず、今回遅れて提案されたところではあるんですけど、稼働にはまず影響はないんですか。

○森田明子市民部次長 4月1日からの実施には、きちんと間に合うようなスケジュール感でさせていただきました。お願ひいたします。

○江口礼四郎委員 ぎりぎりまでよろしくお願ひいたします。

この選定委員会の議事録、ちょっと見させてもらいました。こちらのほうから幾つか合わせて質問します。

まず、すごい意見をたくさん委員の方々から頂いているのかなと思います。特にアから順番にちょっと見てたところなんですけど、本地域の市民ホールについては、制度適用の合理性に疑義があるという意見を言われてるんですけど、その下に内容を説明されてはいるんですけど、市の考えはこれどう考えられていますか。

○森田明子市民部次長 こちらのアのほうは、前回のホールとコミセンのときにもおっしゃっていらっしゃったんですけども、非公募であるのに選定委員会で選定をすることに関して、少し人的、時間的な事務処理、合理性のところを少し考えてくださいという意味でございます。

また、補足にはなりますが、こちらの議事録に書

かせていただいている意見というのは、最後のもの以外は藤白に特化したものではなくて、今回の全体も含めた選定委員会全てに対する意見という形になっております。

○江口礼四郎委員 要は、この選定制度のやり方がといてどこですよ。それに対して、市は特に見解はどうですか、変わらずですか。

○森田明子市民部次長 5年後の選定に関しましては、この意見のほうをちょっと尊重して、いろんなことを検討してまいりたいとは考えております。

○江口礼四郎委員 それでは、5年後にはこの指定管理の選定委員会ではない方法で選定をしていくというふうに考えられているということですか。

○森田明子市民部次長 今回に関しては非公募ということですので、何かしら事務処理的なものが変更できないかというところを検討していきたいとは考えております。公募も含めて全体という意味ではございません。

○江口礼四郎委員 分かりました。選定プロセスについては、もうこれだけ言われてますので、何か十分考えていただきまして、また追って見ていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

この最後のオの意見ですね。藤白台の市民ホール運営委員会のみ提出が他施設よりも遅れたことが気になりましたと、今後は体制を整えて締切日に間に合うように改善を望みますという意見を頂いてるんですけど、これはどういうふうに対応されましたか。

○森田明子市民部次長 こちらに関しましては、市側とホールの運営委員会のほうとの調整のほうが少し足りませんで、お忙しい時期に非公募ですけども、スケジュールを組んでいたことが1回目御提出いただけなかった理由ですので、次回に関してはスケジュール感というところを十分に調整をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○江口礼四郎委員 選定委員会の方は、この一つの議案のためにまた集まっていたいて、日当を払われたという、これは通常そうなんですか。

○森田明子市民部次長 今までは確かに全案件同時に進行することができましたので、このようなことは生じてなかったんですけど、今回は4月から引き続き

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

ホールが使用できることをまず第一に考えて動きま  
したので、このような形にはなっております。

○江口礼四郎委員 市民の皆さんが活動できるのは  
我々は願ってるところですから、そこは丁寧にやっ  
ていただきたいんですけど、一方で、来ていただい  
てる選定委員会の方も市から選ばれてるんですよね。  
選ばれてお仕事していただいている中で、こういった  
締切りの問題であったり、選定の日程だったりとか  
というのは非常に大事にしなきゃいけないのかなと  
思います。

市として、この意見を頂いて、次といっても今度  
は5年後ですかね、になってしまうんですけど、運  
営委員会の方であったりとかにお話をしたのか、市  
は今後どういうふう改善していくのか、選定委員  
会とどういうふう、この選定委員会の意見をどれ  
だけ尊重するかにもよるんですけど、対応してい  
くのかちょっとお聞かせください。

○森田明子市民部次長 まず、スケジュールにつつま  
しては、市のほうが少し配慮不足であった点がござ  
いますので、先ほども御答弁させていただきまし  
たとおり十分な調整をすることと、次回選定委員会、  
5年後にはなりますが開催するに当たりまして、こ  
ちらの意見も第1回目の選定委員会のほうでお伝え  
をして、例えばこう対応することになりました、こ  
う検討した結果、これはちょっと無理だったので先  
送りすることになりましたということも含めて、  
第1回、次回5年後にはなりますが、選定委員会  
のほうで決めさせていただくという形になります。

○江口礼四郎委員 より丁寧にやられるのかなという  
印象を受けますが、5年後ですし、またこの先ほど  
の選定プロセスの問題にもなってくるんですけど。  
あと、より効率的だという形で運営いただければと  
思い、市として体制を整えてもらえればと思います。

一方で、前回の議論でもありました稼働利用日数  
だったりとか、全体的な公共施設の在り方、これは  
市民部さんだけではないんですけど、そういったの  
も勘案しながら、次のときにはそれも含めて提案を  
いただければと思います。

一旦置いておきます。

○西岡友和委員長 ほかに質問があれば、受けること

にいたします。よろしいでしょうか。

(発言なし)

それでは、以上で議案第40号に対する質疑は終了  
いたします。

続いて、討論を行います。

意見を受けることにいたします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了いたします。

これより議案第40号を採決します。

議案第40号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は承認されました。

○

○西岡友和委員長 暫時休憩します。

(午前10時8分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○西岡友和委員長 それでは委員会を再開いたします。

続いて、議案第9号 吹田市公民館条例の一部を  
改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を行  
います。

質問があれば、受けることにいたします。

○江口礼四郎委員 今回条例をこのタイミングで提案  
された理由を教えてください。

○前田明子まなびの支援課長 当初、ほかの時期で  
という検討もあったんですけども、やっぱり周知期  
間というか、御利用者の方いらっしゃるということ  
で、この2月の当初予算と併せて改正を提案させて  
いただきました。

○江口礼四郎委員 そしたら、今言われた他のタイミ  
ングも考えて、一度検討はしたということなんです  
けど、次の議会とか、その次のぎりぎりまでという  
案も出たということですね。

○前田明子まなびの支援課長 委員おっしゃるとおり  
でございます。

○江口礼四郎委員 分かりました。周知期間を十分に  
取ってではあるけれども、他の機会でも条例の制定  
は間に合うという認識も持っていていいんですかね。

○前田明子まなびの支援課長 私ども検討しまして、  
やはり周知期間、予約等も3か月前になってござい

ますことから、この2月定例会が最適ということで提案をさせていただいているものでございます。

○江口礼四郎委員 分かりました。置いときます。

○有澤由真委員 よろしくお願ひします。今回の公民館条例なんですけれども、さんくす分館を廃止するというので提案をされているわけなんですけれども、このさんくす分館を廃止するに当たっての市民の方であったり、地域の声というのはどういうものが出てくるのか教えていただけたらと思います。

○長谷峻平まなびの支援課主査 市民の方から頂いた御意見ですが、基本的にやはりさんくす分館の存続であったり、廃止となったとしても、代わりに利用できる施設を用意してほしいといった御要望がございました。

○有澤由真委員 きっとそうだろうなと思ひながらお伺ひしたいんですけれども、やっぱり立地もいいですし、地域の集まり私も利用させていただいたこともありますし、そういった意味で今回さんくす分館を廃止ということで、今までの何でその廃止しなきゃいけなくなったという経緯についても、改めてお聞かせいただけたらと思うんですが、お願ひします。

○田畑千恵まなびの支援課主任 平成16年に本館のほうを改修した折に、狹隘対策としてさんくす分館を設置させていただきました。

今回土地の購入から始まりまして、移転建て替えを今実施している途中でございますけれども、移転建て替え、新築をすることで、狹隘に対して対策ができるということで、さんくす分館のほうを閉めさせていただくということになりました。

○有澤由真委員 改めて閉館する、廃止についての経緯についてお聞かせいただきましてありがとうございます。狹隘対策ということで、今後移転していくから、移転先に集約するというので理解しました。

ただ、地域の方たちから、そういったそのさんくすの存続であったり、先輩議員が議会にていろいろと議論されておられましたけれども、パスポートセンターとか、あと消費生活センターの移転については、地域教育部ではお話しできませんので、明日の予算での話になるのかなと思うんですけれども、今回移転をして、そこで集約されるから廃止は致し方

ないということの私は理解なんですけれども、今後もその地域に根付いた跡地ですよ、を活用していくに当たっても、もう少し市民であったり地域の皆さんのお声を聞きながら、担当部局連携しながらいろいろと考えていただけたらなと思ひまして、一旦置いておきます。

○山根建人委員 資料ありがとうございました。さんくす分館の廃止について提出された意見ということで、吹一公民館の移転建て替えて狹隘が解消するというので、その位置を変更することと、このさんくす分館の廃止というのが条例の中で示されています。それは当然のことなのかなというふうに思うんですけども、一方、この跡地利用も含めて、市の中でも議論をされてきたというふうに思ひます。

こういう例えばこのさんくす分館で百歳体操とか、スマイル体操を参加している方の意見とか、水彩画同好会、長年している方の意見とかですね。一定吹一公民館狹隘だったので分館を造るという、ほかの公民館のところではあまりないというか、稀なケースではあると思うんですけども、そうやって運営してきたということによって、これ長年この場所で運営されてきたので、市民の方にも一定定着というか、愛着も含めて出てきてるといふのも、この意見を見ても事実あるのかなというふうに思ひます。

こういった意見を見て、あと吹一、吹六の地区の自治会連合協議会からも要望書を出されてますよね。だから、地域の方々が要望書とか、こういうふうにしてほしいという要望を上げるのは自由やというふうに思ひます。それを吹田市側として、廃止するからもうしゃあないとか、困ったとかではなくて、そういう意見出てるからちょっとどうしようかなじゃなくて、やっぱり市民の声として前向きに、ある意味こういう要望とかが出されるってことは、ある意味地域の方から必要とされている施設であったというか、愛着も含めてね。そういうこともあるので、やっぱりある意味ありがたいというか、そういうふうを受け止めていただいて、そういう声を含めて、どういうふう地域教育部の担当課としては、こういう意見も含めてどういうふう検討したのかというのをちょっと教えていただけたらなというふ

うに思います。跡地利用も含めて。

○前田明子まなびの支援課長 委員おっしゃるように、狭隘対策で長らく分館という形で設置させていただきまして、御利用いただいているということで、こういう御要望が上がってきていると理解しております。私ども分館を設置してきた意義というか、そういったものがあつたのだなということは感じております。

ただ、やはりまなびの支援課としましては、おおむね小学校区に1公民館ということで、それ以上にどこの方にも近いということはちょっと難しいですし、一定ほかの公民館との整合性も取る上では、こういった意見もございしますが、ちょっと存続という形はできないというふうに判断しております。

また、地域教育部の中にいたしましても、ちょっと本会議の答弁と同じような内容になってしましますが、ちょっとここを賃借して何か事業を活用するというのがございせんでしたので、今回このような提案になっております。

○山根建人委員 その考え的には一定理解するものなんですけど、一方、こういった市民の方から意見が寄せられているということも含めて、他の公民館との整合性なんかも言われて、それはそうだというふうに思うんです。

一方、ほかのいろんな施設にしても、何ていうんですか、暫定的に利用したりとか、まず市民、地域の意見を聞いてね。そういった判断をすることも、市としては、この公民館に限らず、いろんな地域で幼稚園の跡地とかいろんなことがありますけど、そういう判断をされるときもあるというふうに思うんですよ。そういう意味では、公民館としては無理だけれども、ここに同じフロアに図書館なんかも入ってますし、それは同じ地域教育部ですので、そういう跡地の利用なんかも含めて考えなかったのかなというのはちょっと思うところですよ。

ちょっと全然違う中央図書館のほうの予算のほうの資料ですけれども、図書館の各フロア面積とか、諸室なんかの面積とか、冊数とか、ちょっと出していただいた資料もあるんですけど、それを見ても専用の床面積ですね。見てみたらさんくす図書館っ

てそんなに広くないんですよね。そういう意味では、そういったところに跡地を活用していくとか、ちょっと廃止にはなるけれども、おいおいこういったところも含めて跡地を活用していくとか、そういう地域教育部同士の中なんですね。違う部署やったらまたそれを横串刺していろいろ議論していただけたらなというふうに思ったんですけども、そういう同じ部署の中で違う担当課の中とかでの意見交換みたいなのはなかったんでしょうか。

○前田明子まなびの支援課長 地域からそういった、また委員からそういった御意見を頂きまして、図書館とはお話しさせていただきまして、ただ多目的室等行事がないときは、今自習室として開放している等、また、ちょっとエレベーターホール等も挟むこともありまして、活用は難しいということで部内の方でも話しております。

○山根建人委員 何かちょっと離れてるから難しい。そんな離れてるかなとは思いますが、やっぱり考え方というか、廃止になったから違うところに、今回それは違う部署ですけども、予算のところちょっと議論したいとは思いますが、消費生活センターをその跡地に持ってくるという処置というか、そういうことになるんですけども、それで果たして市民の方に関係することは関係するんですけども、本当に効率的で効果的なそのフロアの使い方なのかというのはちょっと思うところではあります。

そういう意味では、やっぱり市民の声を基に、より柔軟なちょっと活用方法というか、もう活用しないというのも一つの、それはそれで経費の削減にはなりますので、そういう判断もあり得ると思うんですけども、そういう判断がなかったのかなというのはちょっと思うところですよ。

ちょっと具体的に意見が出されてますので、例えばこの提出していただいた意見の1番のところ、百歳体操とかスマイル体操を高齢者の方に向けて、高齢福祉室の方も来られて、ずっとやってきたと。年二、三回体力測定があって、ぜひ続けてほしいという、こういう意見が出されてるんですけども、これはこの廃止された後、今後はどこで実施しよう

ということになるんですか。

○長谷峻平まなびの支援課主査 これまでさんくす分館を御利用されていた方につきましては、新しく供用開始します吹一地区公民館の新館か、もしくは近隣の公共施設である勤労者会館や内本町のコミュニティセンター等を御利用を御検討いただければと思います。

○山根建人委員 検討いただければじゃなくて、こういうふうにしてほしいということ自体は、もう別に担当課としても、あとは自分で、自分らで考えてと、そういうスタンスでということですか。

○田畑千恵まなびの支援課主任 こちらに書いておられる活動自体がサークル活動であれば、今御答弁させていただいたような、御自分たちで申し訳ないですけれども場所を選んでいただく、もしくは新館をお使いいただくということになるんですけれども、百歳体操の中でも主催講座でさせていただいている部分と、自主活動でしていただいている部分がございますので、この御意見だけではどちらの活動をされているかというのは、こちらではちょっと判断できかねます。

百歳体操というのは、もともと自主的に集まっていたところ、所管の部署から指導のようなものが入って、その後は自主的に続けていくという成り合いになっています。続けておられる団体に関して、所管の指導の方々は今お話にありました体力測定であるとか、どういうふうに進んでいるか、どんな効果が出ているかというのを定期的に見に来られているところだと思っておりますので、サークル活動が主催活動かということでも活動場所が変わってくるのかなと思っております。

○山根建人委員 この高齢福祉室の方が来られてというふうに具体的に書かれてるんですけど、こういう話が来ますけど、それ自主的にやってるのか、この市側が持ちかけてやってるのかで話は変わってくると言いましたが、これは何か高齢福祉室の方とかに、この事業に対して何か問合せとか、そちらからはあったんですか。

○田畑千恵まなびの支援課主任 少し前になりますけれども、私も少し関わりをさせていただいておりま

したので、成り合いというか、事業の進め方については少し理解させていただいているつもりです。

最初は公民館の主催講座で始めて、それからサークル活動に移行するという館が多々ございます。なので、先ほどもお伝えしましたがけれども、百歳体操を続けておられる方々の成果や、あと継続率でお渡ししている動画とか、そういうところもお使いいただけるというふう聞いておりますので、先ほども申し上げましたがけれども、活動の方法によっては、高齢福祉の担当所管のほうから指導が入ったりというふうな仕組みになっていることは理解しております。

○山根建人委員 てことは、こういったこの意見に対しては、別に高齢福祉室のほうには確認してないということなんですね。

3番なんかもかなり具体的に、公民館水彩画同好会の方の意見やとは思いますが、花瓶とかも置かせてもらってたとか、いろいろ花とか果物、花瓶等を自転車で運んでいましたとか、結構具体的に書かれてるんですけど、こういったそこは廃止になるけれども、そういった方々、大体分かりますよね、もうこんだけ具体的に書かれると、どういう方がやられてるのかというの。そういう方とは、こういう意見が出て、実際にちょっと御意見聞くとか、ほんならここで新しいところでちょっと置けるように何か相談するとか、そういったことは別に何もされてないんですか。

○前田明子まなびの支援課長 こちらパブリックコメントで意見を頂いてから、直接このグループさんと思われる方という方には、こちらからは連絡はしておらないところなんですけれども、今回廃止ということが決定いたしましたら、先ほど言いましたように周知期間ということで期間がありますので、館を通して、またこちらのほうから新しい公民館であるとか、近隣施設、改めてちょっとお話ししていきたいなと思っております。

○山根建人委員 だから、今そういった返答というのを聞いても、多分僕がこういうふうに指摘というか、しなかったら、もしかしたら聞いてないかもしれないですよ。だから、パブリックコメントで結局取

って、こういう意見が出されて、どういうふうにするのか、市民に寄り添うのか、廃止になるとしてもこういうやり方がありますよという、その何ていうんですか、細やかな対応というのはパブリックコメントではなされないのかなというの、ちょっと僕は残念ですね。

そういう中で、本当に廃止をして、その代わりにここがちょうど空いたから消費生活センターが入るので、市民の方がどう思うのかなというの、ちょっと僕も危惧するところです。そういう何か細かなことで市民の反発を買ったりとか、言ってもなかなか市の人、意見を出してもそれに寄り添ってくれないとか聞いてくれないとか、そういうところにつながっていくんじゃないのかなというふうに僕は思います。だからもうちょっと丁寧にされてほしいなというのが率直な感想です。

これから廃止が決まってからそういうことをやるというふうにおっしゃいましたから、そこは丁寧にやっていただけたらなというふうに思うんですけども、跡の利用も含めて、それはもうこちらの部署とは議論できないので、他の部署なので、どういう話し合いが行われてそういうことになったのかというのは、もう市の全体の判断とかにもなってくると思うんで、ちょっと予算のほうでも議論していきたいなというふうに思います。

○**梶川文代委員** タイミング的なものをちょっと確認したいねんけどというか、ちょうど吹三公民館建て替えのとき、やっぱりあふれた人がちょっと使わせてもらってたりとか、今、東公民館も大規模改修中やから、やっぱりそういうことがあるという。ちょっとやっぱJR以南で、吹一、吹六、吹三、東ってね、やっぱりその辺りの周辺のちょっと御都合というか、そういうのは何も考えてないのかな。

○**田畑千恵まなびの支援課主任** 委員おっしゃいましたように、吹三地区公民館を建て替えのときには近隣の公民館や、あと地域の施設を使用させていただきました。今回東地区公民館を改修工事させていただきましたが、東地区公民館についても地域の施設を使用させていただいています。吹一地区公民館に関しましては、今あるさんくす分館と本館につき

ましては、供用開始までに、移転建て替えですので継続できるということで、このタイミングになったと思っております。

○**梶川文代委員** 今やってる東の大規模改修が終わるまではこの分館があるってこと。

○**田畑千恵まなびの支援課主任** 吹一地区公民館は、今の建築の契約が7月31日までになっております。東地区公民館につきましては、6月末にはなっておりますんですけども、少し工事が遅れ気味になっていきますので、どちらも同じようなタイミングになる可能性も出てきております。

○**梶川文代委員** ただ、これ単一の公民館的なものじゃなくて、やっぱりJR以南の交流というか、結構そこに集まりやすいところもあるので、非常にある意味、単一の公民館活動プラス他地域との交流であったりとか、そういうところにもすごく利点があった場所ではあるのね。だから、正直吹一地区の方だけじゃなくて、吹三とか東地区の方からも、ちょっとあれなくなったら不便やわとか、あとやっぱり公民館系といたら、やっぱり毎週何曜日何時とかって決まった日に、練習の日程とか組みやすいねんね、お稽古したり。私なんか竹踊りとかやってるけど。そういうことがやりやすいというのもあって、やっぱり続けられることは、これはまた別の観点で重層的支援体制のほうでもいいけど、やっぱり定期的ここに行ったら、いつ行ったらこういうことがあるよみたいなのを開催できるみたいな、そういうスペース的な形に発展できたらいいな。歴史的にもう地域のいわゆる核的な、みんなが集まる場所にもなっているというのもあるので、もう一歩ちょっとさらに押し上げて、公民館だけの範疇で考えんと、考えるべきじゃないかなと思いますんで。

やっぱりこうやって地元からも要望書出てきたり、御意見等もあるし、ちょっと時期尚早じゃないけど、ちょっと置いていて、そういったことも。

やっぱり重層的支援体制構築するするいうて、全然進んでないので、やっぱりそういう視点がもう常日頃からないんで、そういう視点も含めて、ちょっとこれは他の部局との関連もあると思うんで、ちょっと庁内連携して検討し直してからでも、全然こん

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

な条例を通す通さへんというのは間に合うので、そういうことをお願いしたいと思います。意見とします。

○山根建人委員 あと地域教育部で、児童部とかも関わってるんですけど、青年の居場所を何か市全体で、ちょっと児童館なんかも、何ていうんですか、議論になったんですけど、そういうような何か活用するとか、そういうのを議論はならなかったですか。地域教育部って結構その青年の分野にも関係あると思うんですけども。

○二宮清之地域教育部長 先ほども本会議でも答弁させていただきましたけども、山根委員おっしゃるとおり、我々地域教育部内では青少年関係の施設も所管しております。部内のいろんな社会教育関係の施設も併せてですけども、このさんくす分館のところに、何か補完するような機能をあてがえるかどうかとか、必要かどうかということは前もって検証したんですけども、その部分を使うような形で何か新たなことをするというはちょっと見いだせなかったんで、廃止という形の結論に至っております。

○山根建人委員 ちょっとこれは違うあれですけど、児童館のときに、かなり青年の居場所のこととかで今年度ずっと議論してきた経過があるので、そういう発想というか、図書館もあるので、青年の方も受験勉強とかいろんなあれで集まりやすい場所なのかなと思って、そういうあれは発想というか、議論というのはなされなかったのかなと思ったんですけど、一応したというか、具体的に例えばそういう、今JR以南でも始まりましたけども、学習支援の場所に活用するとか、そういう具体的なやつはそんな議論はしてないということですか。

○堀 哲郎地域教育部次長 さんくす分館の場所ということであれば、先ほど部長が御答弁させていただいたとおりなんですけれども、図書館のさんくす図書館の部屋については、自習スペースということで活用できるようにということで、ここは変更させていただいております。この中で青少年の居場所というところ、一定確保が可能だということで、そういう判断をさせていただいているものでございます。

○山根建人委員 ちょっとそれもまた予算のところでもちょっと議論したいなと思ってるんですけど、さ

んくす分館の自習スペースって、だから、多目的室で誰か使いはるところは、そこが自習スペースでなくなるわけで、かなりやっぱり狭いなというのが僕のちょっと印象なんです。だから、なかなかあそこに行って、JR以南の子供たちが、青年があそこに行って勉強しようかとはなかなかない。そういう中学生とかの意見聞いても、やっぱり中央図書館のほうに行ったりとか、ちょっと広めのところに行って勉強したりとかしてるんですよ。そういうのもあるので、そういうスペースとかにも活用してもらえたらすごい、青年ね。中学生とか高校生の居場所としてはすごいいい場所なのになというのはいちよつとあったので、それはちょっと意見として言っておきます。

○西岡友和委員長 ほかに質問がありましたら、引き続き受けることにいたします。よろしいですか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第9号に対する質疑は終了いたします。

○西岡友和委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時42分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○西岡友和委員長 それでは委員会を再開いたします。

本日の委員会は、以上で散会いたします。

(午前10時47分 散会)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年2月定例会  
(2026年)

# 文教市民常任委員会記録

会議日 3月16日(月)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和8年(2026年)3月16日(月)

開会 午後3時 閉会 午後3時1分

○場 所

第2委員会室

○出席委員

委員 長	西岡友和	副委員 長	後藤久美子
委員	梶川文代	委員	山根建人
委員	村口久美子	委員	江口礼四郎
委員	野田泰弘	委員	有澤由真
委員	橋本潤		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者(部長級以上の職員及び発言した職員を記載)

教育長 大江慶博

[地域教育部]

部長 二宮清之

○議会事務局出席職員

主 幹	森岡伸夫	主 査	新宮航平
書 記	古河輝		

○付議事件

議案第9号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

(署名又は押印) 委員長

---

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(午後3時 開会)

○西岡友和委員長 ただいまから、文教市民常任委員会を再開し、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

○

○西岡友和委員長 議案第9号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第9号を採決します。

議案第9号を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

○

○正副委員長 (退任挨拶)

○西岡友和委員長 以上で、文教市民常任委員会を閉会します。

(午後3時1分 閉会)